

完了検査について

※開発事業によって設置された公共施設等（道路、公園、下水道施設等）は、完了届出書の提出までに関係各課へ帰属・移管（寄附）の手続きを行ってください。なお、帰属・移管（寄附）の手続きの写しの添付のないものについては、完了届出書の受付ができません。

○ 検査希望日の 7日前までに届出てください。

○ 都市計画法 有 無

○ 工区完了 全工区 一部（ 工区）

○ 検査関係対象課

- | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 開発審査室 開発条例担当 | <input type="checkbox"/> 総務交通室 | <input type="checkbox"/> 環境保全指導課 |
| <input type="checkbox"/> 開発審査室 開発許可担当 | <input type="checkbox"/> 管路保全室 開発担当 | <input type="checkbox"/> 事業課 |
| <input type="checkbox"/> 公園みどり室 | <input type="checkbox"/> 消防本部警防救急室 | <input type="checkbox"/> 市民自治推進室 |

○ 検査項目

	担当室課	チェック項目			担当室課	チェック項目	
都市計画法部	開発審査室 開発条例担当	条例	専用区画部分の用途 共同住宅の集会施設 プレイロット等	下水道部	管路保全室	都計法	汚水柵・污水管等 雨水柵・雨水管等
						条例	雨水貯留槽 浸透柵等
土木部	開発審査室 開発許可担当	都計法	擁壁等 公共空地等	消防本部	警防救急室	都計法	防火水槽等
						条例	消火栓 消防活動空地等
土木部	公園みどり室	都計法	公園・緑地面積 遊具・施設等	環境部	環境保全 指導課	条例	設備 ・空調室外機 ・排煙機 ・受水槽 ・受水槽ポンプ等 公害防止設備 ・防音壁 ・ダクト等
		条例	緑化面積・樹木等				
	総務交通室	都計法	道路境界プレートチェック 道路段差・舗装 グレーチング ガードレール等				事業課
条例		駐車・駐輪台数 区画線等	市民部	市民自治推進室	条例	一戸建て住宅用集会施設	